

役員規程

(目的)

第1条 この基準及び規程は社団法人日本建築ブロック・エクステリア工事業協会（以下協会という）定款第14条に定める役員の選任及び任期、第18条の報酬等について定めるものとする。

(役員を選別)

第2条 役員とは定款第13条に定める会長、副会長、専務理事、理事、監事とする。

(理事の選任)

第3条 理事の選任は次に定めるところに基づき、役員選考委員会による候補者より総会において選任する。

(会長・副会長の選任)

第4条 会長・副会長は協会の代表であり、人格識見豊かな(教養の高い)人を理事会が理事のうちから選任し、総会の同意を得るものとする。

(専務理事の選任)

第5条 専務理事は協会業務に精通し、人格の優れている理事のうちから会長が選任する。

(監事)

第6条 監事の選任は役員選考委員会において候補者を推薦し、総会において選任する。

(任期)

第7条 会長の任期は2年とし、原則として2期までとする。但し特別な理由により1期を限度として延長することができる。
その他の役員の任期については定款第16条の規定による。

(報酬等)

第8条 役員は定款第18条に従い無報酬とする。また常勤の役員は置かないものとする。

(定年)

第9条 役員の定年を75歳とする。

付則

1. 会長補佐

増大した協会の運営を円滑に行うため会長補佐を設置した。会長補佐の選任は第4条会長、副会長の選任基準を準用する。

2. 役員選考委員会 選考委員会は理事会に於いて選任する。

役員報酬規程

(総則)

第1条 社団法人日本建築ブロック・エクステリア工事業協会の役員に対する報酬の支給についてはこの規程の定めるところによる。

(支給額)

第2条 報酬の額は無償とする。

附則

この規程は平成17年10月1日から施行する。

役員退職金支給規程

(総則)

第1条 社団法人日本建築ブロック・エクステリア工事業協会の役員に対する退職金の支給についてはこの規程の定めるところによる。

(支給額)

第2条 退職金の額は無償とする。

附則

この規程は平成17年10月1日から施行する。